

**大阪府立大学 看護学部**  
**現代 GP 採択プログラム「看護実践能力の獲得を支援する e-Learning」**  
**「教育著作権セミナー－教育におけるメディア活用と著作権－」を開催**

大阪府立大学で、平成 17 年度現代 GP 採択プログラム「看護実践能力の獲得を支援する e-Learning」プロジェクトの一環として、平成 18 年 6 月 16 日、大阪府立大学羽曳野キャンパス L 棟 402 教室にて教育著作権セミナーを開催した。講師には、独立行政法人メディア教育開発センター研究開発部教授、尾崎史郎先生を迎え、本学の教職員、学生を始め近隣の国公立大学等の教職員、企業関係者等合わせて約 70 名が受講した。

● 講演内容

独立行政法人メディア教育開発センター研究開発部教授、尾崎史郎先生より、「教育著作権セミナー－教育におけるメディア活用と著作権－」をテーマに講演された。

まず、教育関係者が知っておきたい著作権の基礎知識として、著作物の定義、作者の権利や、著作権制度の概要など、詳細かつ丁寧な説明が展開された。特に教育機関や教職員に関連する著作権で重要な点は教育機関における著作物の複製を認める条件の提示や留意事項などである。他者の著作物を利用する場合に必要な利用許諾契約書の例示もあり、教職員の日々の教育活動遂行において、著作権を侵害しないための配慮すべき点が明確となった。



尾崎教授



講演状況

特に、本プロジェクトで制作しているような e-learning 教材では、第三者の著作物を利用する際に許諾が必要となるケースが大部分であり、個々の教職員が個別に対応するのではなく、組織として対応することが必要と述べられた。許諾を得るための部署や、許諾が得られないものは使用しないとする学内システムの整備の必要性も提言された。

その後、講師との質疑応答という形で研修が進められ、受講者から、教師の指示で事務職員による教材の複製や授業を休んだ学生への教材配布（著作権法第 35 条第 1 項）、入試説明会等での複製物を含む過去の入試問題の配布（同 36 条）等、日頃疑問に感じている様々な質問が多数寄せられ、尾崎教授から解説が行われた。

今後は、セミナーの内容を参考に、教材の開発や活用を進めていきたい。

(事前申込 43 名)	教員	学生	学校関係	企業関係	計
参加者数	36	9	14	8	67
資料のみ配布	4	4	1		9

(単位/名)